

岡山市公園等照明施設 LED 化 ESCO 事業

募集要項

令和6年9月11日

岡山市

目 次

| | |
|-------------------|----|
| 1 事業の趣旨 | 2 |
| 2 事業概要 | 2 |
| 3 事業者の業務範囲 | 6 |
| 4 応募条件 | 9 |
| 5 応募に関する留意事項 | 11 |
| 6 事業者選定の流れ | 12 |
| 7 事業全体スケジュール | 14 |
| 8 参加表明時の提出書類・作成要領 | 16 |
| 9 提示条件 | 19 |
| 10 提案提出書類・作成要領 | 22 |
| 11 審査及び審査結果の通知 | 25 |
| 12 灯具の仕様 | 27 |
| 13 管理システムの仕様 | 28 |
| 14 工事仕様 | 29 |
| 15 工事計画 | 30 |
| 16 事業の実施に関する事項 | 31 |
| 17 契約に関する事項 | 34 |

資料 公園等照明施設数量総括表

用語の定義

本募集要項で用いる用語を以下のとおり定義する。

- (1)「応募者」とは、本事業の実施者となるために、本募集要項に則り応募を行った者をいう。
- (2)「事業者」とは、本市と事業契約の締結に向け協議を行い、合意に至った場合、本事業に係る事業契約を締結し、本事業を実施する者をいう。
- (3)「ESCO 事業」とは、省エネルギー改修に係る全ての経費を光熱費の削減分で賄う事業である。ESCO 事業者は、省エネルギー診断、設計・施工及び維持管理等に係るサービスを行う。また、省エネルギー効果の保証を含む契約形態（パフォーマンス契約）をとることにより、顧客の利益の最大化を図ることができるという特徴を持つ。
- (4)「ギャランティード・セイビングス契約」とは、省エネルギー改修にかかる費用を本市が調達を行う契約方式のことをいう。
- (5)「ESCO サービス」とは、事業者が自ら行った提案をもとに設計・施工した省エネルギー改修設備等を導入し、本市と結ぶ契約に基づき、契約期間内において、設備の維持管理、エネルギー等の削減量の保証及び省エネルギー量効果を把握するための計測・検証等を含むサービスのことをいう。
- (6)「ESCO サービス期間」とは、事業者が自ら行った提案をもとに設計・施工した省エネルギー改修設備等を導入した後、本市と結ぶ契約に基づき、契約期間内において、設備の維持管理、エネルギー等の削減量の保証及び省エネルギー量効果を把握するための計測・検証等を含むサービスを行う期間のことをいう。
- (7)「ESCO 設備」とは、ESCO サービスに必要となる事業者が自ら行った提案をもとに設計・施工した省エネルギー改修設備及び ESCO 設備管理システム等の維持管理を実施する設備のことをいう。

1 事業の趣旨

岡山市（以下「本市」という。）では「第2次岡山市環境基本計画」（令和3年6月）において、“賢い選択による低炭素化と地球にやさしい活動が実現しているまち”等の4つの環境目標を掲げており、施策の1つとして“まちなかLED化の推進”を掲げ低炭素化社会の推進を図っている。

しかしながら、公園等照明施設のLED化には、灯具全体の取り替えが必要であり、多額の費用を有することから、LEDへの円滑な転換が図られていない。また、「水銀に関する水俣条約」の発効に伴い、令和3年1月以降は、公園等照明施設に一般的に使用されている水銀ランプの製造及び輸出入が禁止となっており、水銀ランプの継続使用が困難になることが予想される。

これらのことから、本市では、市内公園等照明施設のLED化が喫緊の課題となっている。

そこで、民間事業者のノウハウ、資金及び技術力を活用するESCO事業を導入し、本市の公園等照明施設のLED化を図る「岡山市公園等照明施設LED化ESCO事業」（以下「本事業」という。）を実施することとした。

本事業は、以上の趣旨と目的に合致する優れた民間事業者の提案を受けるため、提案の募集を行うものである。

審査の結果、最も優れている提案を行った応募者（以下「優先交渉権者」という。）は、本市と契約に関する諸条件等についての協議（以下「詳細協議」という。）を行い、合意に至った場合に、本市と契約（以下「ESCO契約」という。）を締結し、本事業を実施するものとする。

2 事業概要

(1) 事業名称

岡山市公園等照明施設LED化ESCO事業

(2) 契約方式

ESCO契約（ギャランティード・セイビングス契約）

本事業は、ギャランティード・セイビングス契約（自己資金型）で行うため、対象設備の改修に係る施工等初期整備費は本市が調達する。

事業者は、設備を設計・施工し、工事完了後に本市に対して対象設備の引渡しを行った後、10年間のESCOサービス期間中、ESCO設備の維持管理等に係る業務を行う。

(3) 契約期間

契約締結日から令和18年3月31日まで

ESCOサービス期間：令和8年4月1日から令和18年3月31日まで（10年間）

(4) 事業場所

岡山市内

(5) 事業対象

本事業の対象は、岡山市 都市整備局 都市・交通部 庭園都市推進課が所管する都市公園及び遊園地等の照明施設のうち、下表の「表 LED 更新工事 (灯数)」及び「表 照明柱更新・補修工事 (本数)」に示すものとする。

LED 更新工事においては、「表 LED 更新工事 (灯数)」の「更新対象」に示す数量の灯具の LED 化を行うとともに、「既 LED 化照明」を含めた照明施設の維持管理を行うこと。

また、照明柱更新・補修工事において、「表 照明柱更新・補修工事 (本数)」の「更新」及び「補修」に示す数量のものについては、灯具の LED 化に加え、照明柱の更新又は補修も行うこと。「更新 (既 LED 化)」及び「補修 (既 LED 化)」に示す数量のものについては、既設の LED 化済灯具を用い、照明柱の更新又は補修のみを行うこと。

※詳細は「資料 公園等照明施設数量総括表」を参照

表 LED 更新工事 (灯数)

| 照明種別 | 都市公園等 | 遊園地 | 計 |
|-------------|-------|-----|-------|
| 公園灯照明 | 608 | 113 | 721 |
| デザイン照明 | 304 | | 304 |
| 防犯灯照明 | 24 | 34 | 58 |
| フットライト照明 | 104 | | 104 |
| 壁面・地上埋込照明 | 12 | | 12 |
| ナイター照明 | 53 | | 53 |
| 更新対象 | 1,105 | 147 | 1,252 |
| 既 LED 化照明 | 558 | 70 | 628 |
| 合計 (維持管理対象) | 1,663 | 217 | 1,880 |

表 照明柱更新・補修工事 (本数)

| 照明柱更新・補修 | 都市公園等 | 遊園地※ | 計 |
|-------------------------|-------|------|-------|
| ESCO 対象照明柱数 (維持管理対象) | 1,320 | 184 | 1,504 |
| 更新 | 49 | 7 | 56 |
| 補修 | 128 | 20 | 148 |
| 更新 (既 LED 化) | 14 | 1 | 15 |
| 補修 (既 LED 化) | 32 | 3 | 35 |
| 合計 | 223 | 31 | 254 |

※ 「更新」及び「補修」の灯具 LED 化の数量は、上記「表 LED 更新工事 (灯数)」に内数として含む。

※ 遊園地については全数調査が実施されていないことから、都市公園等の全照明柱本数 1,320 本 (太陽光 1 本除く。) の更新・補修の比率で按分した。

<本事業に含まない公園等照明施設>

- ・庭園都市推進課所管の指定管理公園の照明施設
- ・庭園都市推進課所管のちびっこ広場の照明施設
- ・他局管理公園（指定管理公園を含む）及び他局管理施設（テニスコート等）の照明施設
- ・道路港湾管理課が管理する公園内の照明施設
- ・トイレ等の公園内建築物の照明施設
- ・地元団体等が管理する照明施設

(6) 契約者

岡山市

(7) 提案限度額

- ア 総額【下記の初期整備費及び維持管理費の合計額】
396,000,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）
- イ 令和7年度【初期整備費】
341,000,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）
- ウ 令和8年度以降【維持管理費】
5,500,000 円/年（10年間、消費税額及び地方消費税額を含む。）
※事業期間中に税制度の変更があった場合、本市と協議を行う。

(8) 事業内容

事業者は、本市が管理する公園等照明施設の実際の設置状況を踏まえ、自ら行った提案をもとに、ESCO 事業による公園等照明施設 LED 化工事、維持管理及び省エネルギー効果の計測・検証等について、本市と合意した内容で ESCO 契約を締結するものとする。

事業者は、本事業の契約期間内において、ESCO 設備を善良なる注意義務をもって、設置及び管理をするとともに、以下の業務を実施するものとする。

- ア 現地調査
- イ 電力契約の照合・申込
- ウ ESCO 設備管理システムの構築・データ更新
- エ ESCO 設備の設置に関する計画・施工・施工管理
- オ 公園等照明施設管理プレートの設置
- カ 既存公園等照明施設の撤去・リサイクル・廃棄処分
- キ ESCO 設備の維持管理・保証・点検
- ク 省エネルギー量の計測・検証
- ケ その他

(9) 事業スケジュール

本事業の事業スケジュールは、次のとおりとする。なお、本公募は、次年度以降の債務負担行為設定及び予算成立を前提とした事前手続きであり、予算成立後に効力が生じるものである。そのため、債務負担行為設定及び予算が成立しなかった場合には、本公募は無効となることを承知の上で応募すること。

| | |
|------------------------|---------------------|
| ア 優先交渉権者の決定 | 令和7年1月下旬 |
| イ 詳細協議，包括的エネルギー管理計画書作成 | 令和7年1月下旬～2月下旬 |
| ウ ESCO 契約の締結 | 令和7年3月下旬 |
| エ 現地調査，設計・工事期間 | 契約締結日～令和8年3月31日 |
| オ ESCO サービス期間 | 令和8年4月1日～令和18年3月31日 |

(10) 事務局

本事業の事務局は、次のとおりとする。

担当窓口：岡山市 都市整備局 都市交通部 庭園都市推進課 公園緑地係

所在地：岡山市北区大供一丁目1番1号

電話番号：086-803-1392

F A X：086-803-1740

E-mail：teientoshi@city.okayama.lg.jp

ホームページ：

(庭園都市推進課) <https://www.city.okayama.jp/0000007592.html>

(本事業に関する情報提供) <https://www.city.okayama.jp/jigyosha/index.html>

3 事業者の業務範囲

事業者の業務範囲は、次のとおりとする。

なお、事業者は関係行政機関の指導及び関係諸法規を遵守し、業務を履行すること。

(1) 現地調査

ア 既設の公園等照明施設について、所在地，引込柱，管理番号，灯具の種類，遮光板の有無，照明稼働時間の確認（自動点滅器，タイマー等），照明柱設備の劣化状況及び配線等設備における異常の確認等，施工や維持管理上必要となる事項について調査する。

イ 調査により倒壊するおそれのある照明柱が確認された場合，本市と対応を協議する。

ウ 本事業の業務範囲では，国等の交付金及び補助金を活用して整備された公園等照明施設が含まれている可能性があることから，設置年度を調査すること。なお，現地調査においても設置年度が不明な場合は，本市と対応を協議する。

(2) 電力契約の照合・申込

ア 電力会社と緊密な連携のもと，既設の公園等照明施設に係る電力契約の調査及び照合を行う。

イ 既設の公園等照明施設に係る電力契約の調査と現地調査結果を突合する。

ウ 電力契約と既設の公園等照明施設との数量相違を把握し，両者の整合を図る。（公園等照明施設があるが電力契約のないもの，電力契約があるが公園等照明施設のないものを選別し，それらについて電力会社及び本市と緊密な協議を行い，両者の整合を図る。）

エ LED 化に伴う契約変更の申し込み及び前項で把握した契約相違に係る新設又は減設申込を実施する。

(3) ESCO 設備管理システムの構築・データ更新

世界測地系データに基づくデジタルマップに，上記(1)及び(2)の現地調査や整合の結果を反映させた上で，ESCO 設備の把握，管理及びデータ更新が容易にできる公園等照明施設管理システム（以下「管理システム」という。）の構築を行う。

(4) ESCO 設備の設置に関する計画・施工・施工管理

ア 関係行政機関の指導及び関係諸法規を遵守しつつ，本事業のメリットを最大限に享受できる施工計画の策定，施工及び施工管理を実施する。

イ 近隣住民や交通等に十分配慮した施工計画の策定，施工及び施工管理を実施する。

ウ 現場作業や現場周辺の安全に十分配慮した施工計画の策定，施工及び施工管理を実施する。

(5) 公園等照明施設管理プレートの設置

- ア (3)により作成したデータをもとに、新たに管理プレートを作成し設置する。
- イ 契約期間中において、新設される公園等照明施設及び事務局に移管される公園等照明施設についても管理プレートを設置する。
- ウ 管理プレートは赤外線等による耐候性能を有し、錆の発生がないものとする。
- エ プレートの刻字は劣化がほとんどなく、文字の視認が容易であるものとする。

(6) 既存公園等照明施設の撤去・リサイクル・廃棄処分

- ア 関係行政機関の指導及び関係諸法規を遵守しつつ、撤去・処分の施工及び施工管理を行う。
- イ 撤去した既設の灯具及び照明柱等については、環境保護の観点から資源リサイクルを原則とし、撤去品を項目ごとにそれぞれリサイクルの具体的な方法について、本市に報告を行うとともに適正に処分を行う。

(7) ESCO 設備の維持管理・保証・点検

- ア 事業者は、本市等からの修繕連絡に基づき、ESCO 設備を調査し、修繕を行う。また、これらの対応結果について、管理システムのデータを更新する。
- イ 事業者は、本市からの ESCO 設備に関する新設、撤去及び移設等の連絡に基づき、対応作業を実施し、管理システムのデータを更新する。
- ウ 事業者は、ESCO 設備の適切な維持管理及び点検を行う。
- エ 事業者は、本市及び市民等からの公園等照明施設の維持管理に関する連絡受付のため、専用電話回線（土日祝日夜間受付可能なものとする。）を備えたコールセンターを設置し、対応する。なお、修繕については、依頼を受けた日から起算して原則 3 日以内に実施する。ただし、緊急的な初動対応が必要な場合（倒壊した公園等照明施設が道を塞いでいるとき等）は、本市へ報告を入れるとともに、直ちに応急的な対応作業を実施する。その際に生じる費用については、その損害の原因により事業者又は本市が負担する。

(ア) 事業者が費用を負担する場合

- a ESCO 設備の製品としての不具合による故障
- b 火災、落雷、破損、盗難、雪害、風害、いたずら・破壊行為、台風等による洪水・高潮・土砂崩れ等の水害、車輛の接触・衝突又は電氣的・機械的事故等、偶然・外来かつ急激な事故によって生じた損害

(イ) 本市が費用を負担する場合

- a 清掃、近接樹木の伐採及び除雪等、本市又は本市の依頼による作業者の責による損害
- b 地震、噴火及びこれらに起因する津波による損害
- c 戦争、暴動及び変乱による損害
- d その他、上記(ア)以外で、事業者の責に因らない損害

オ 事業者は、本市が既に LED 化を行った公園等照明施設についても、管理システムに必要な情報を反映し、契約終了まで維持管理を行う。

カ 事業者は、本事業とは別に本市が新設した LED 公園等照明施設及び本市に移管される LED 公園等照明施設についても管理システムに反映し、契約終了まで維持管理を行う。なお、維持管理の追加となる公園等照明施設は 50 灯程度（年間概ね 5 灯）を予定している。

キ 事業者は、市民等から受け付けた陳情（まぶしい、暗い等）について、遮光板等の設置又は灯具の変更等の対応を行う。

ク 事業者は、ESCO 設備について、自己の負担で保険に加入することとする。ただし、加入する保険の種類及び内容は本市と協議の上、定めるものとする。

(8) 省エネルギー量の計測・検証

ア 事業者は、提案により示した光熱費削減額及び削減保証額が確実に守られていることを証明するための適切な検証手法を本市に提示し、契約期間中において、ESCO サービス導入によるコスト削減効果の検証を行う。

イ 事業者は、アの検証の結果及び修繕・交換等の記録を毎年本市に報告し、本市は当該報告の内容を確認する。

ウ 検証の結果、契約どおりに電気料金が削減できず、削減保証額に届かなかった場合は、その差額を事業者が保証する。

(9) その他

ア 本市の検査後、事業者への初期整備費の支払いをもって、本事業で設置した ESCO 設備の所有権は本市に帰属するものとする。

イ 事業者は、既存公園等照明施設の撤去工事、LED 公園等照明施設の設置工事及び維持管理等において、地域への経済波及効果に資するよう、市内工事事業者を優先的に活用すること。

ウ 既に LED 化されている公園等照明施設については、LED 化工事を行う必要はないが、現地調査や電力契約の照合を行うとともに、本事業の維持管理に含めるものとする。

4 応募条件

(1) 応募要件

- ア 応募者は、本事業を行う能力を有する複数企業で構成するグループとし、事業役割を担う代表者を1者選定し、その代表者が本市との連絡窓口となり、事業の遂行の責を負う。
- イ 参加表明時は、応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にする。
- ウ 応募者は、応募を含むそれ以降の提案に係る諸手続き及び契約等に係る諸手続きを行う。
- エ 提案書提出後において、事業運営を目的とした特定子会社等を設立することも可能とする。ただし、設立条件等に関しては、本市と協議した上、合意を得る必要がある。

(2) 応募者の役割

- ア 応募者は、次の役割を全て担い、グループの構成員で以下の役割を分担するものとする。なお、役割は兼務することができるものとし、その他の役割は複数の企業で構成することも可とする。
 - (ア)事業役割：本市との対応窓口となり、契約等諸手続きを行い、事業遂行の責を負う。
 - (イ)施工役割：ESCO設備の設置に関する計画・施工・施工管理に関する業務を全て実施する。
 - (ウ)維持管理役割：ESCO設備の維持管理に関する業務を実施する。
 - (エ)その他役割：上記（ア）～（ウ）以外の公園等照明施設の設置状況の把握、点検及び計測等に関する業務を各々実施する。
- イ 応募者は各役割でそれぞれ事業者が異なる場合、各事業間の役割に関する合意書を別途、本市に提出すること。なお、その合意書には役割の構成事業者全員が、本市に対し連帯責任を負う旨を示す条項を含むこと。

(3) 応募者の資格

- 応募者の資格要件は、次のとおりとし、グループとしてこれらの要件を満たす必要がある。
- ア 応募者は、「8（1）参加表明時の提出書類」に示す提出書類により、本募集要項の内容を十分に遂行できると認められる者であること。
 - イ 応募者は、各種対策により対象設備のエネルギー削減量を提案できる者であり、削減量が達成できない場合は、保証措置を講じることができる者であること。
 - ウ 応募者は、ESCO設備導入後のエネルギー削減量及び削減金額を計測・検証することができる者であること。
 - エ 応募者は、本事業を円滑に行うため、事業運営、維持管理及びシステムサポート

を迅速に対応ができる者であること。

オ 施工役割及び維持管理役割を担う者のうちそれぞれ1者以上は、参加表明書提出時に、一般競争（指名競争）入札参加資格者名簿（「建設工事」部門の希望業種が「電気」）で登載がある者であり、かつ市内業者として登載されている者であること。

カ 施工役割を担う者のうち1者以上は、一般競争（指名競争）入札参加資格者名簿において、「建設工事」部門の希望業種が「電気」の特A級で登載されている者であること。

キ 事業役割を担う応募者は、屋外照明施設に係る ESCO 事業で、元請^{*}として、完了又は受注後3年以上経過した実績がある者であること。

※元請とは発注者から直接契約を締結した者。

(4) 応募者の制限

次に掲げる者は、応募者及びその構成員となることはできない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。

イ 公募開始日から優先交渉権者決定の日（優先交渉権者が未決の場合、本募集の終了を宣言した日）までの期間に、岡山市指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者。

ウ 公募開始日から優先交渉権者決定の日（優先交渉権者が未決の場合、本募集の終了を宣言した日）までの期間に、建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による営業停止の処分を受けている者。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人及びその他の使用人又は入札代理人として使用している者。

オ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による民事再生手続き開始の申し立てをしている者。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続き開始の申し立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている更生事件（以下「更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項及び第2項の規定による更生手続開始の申し立てを含む。以下「更生手続開始の申し立て」という。）をしている者又は申し立てをなされている者。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者がその者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申し立てをしなかった者又は更生手続開始の申し立てをなされなかった者とみなす。

キ 応募資格申請書に虚偽の記載又は重要な事実について記載をしなかった者。

ク 不正な手段を用いて本事業を誹謗又は事業の公正な進行を妨げる者若しくは妨げ

た者。

ケ 法人税，消費税，法人事業税又は法人住民税を滞納している者。

コ 本事業の発注者支援事業に該当する「岡山市公園等照明施設 ESCO 事業者選定支援等業務委託」の受託者である株式会社ウエスコ，及び当該受託者が当該業務において提携関係にある森・濱田松本法律事務所又はこれらの者と資本面若しくは人事面で関係がある者でないこと。（資本面で関連がある者とは，一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し，又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている場合をいい，人事面で関係のある者とは，一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合をいう。）

5 応募に関する留意事項

(1) 費用負担

応募に関する全ての書類の作成及び提出に関する費用は，応募者の負担とする。

(2) 提出書類の取扱い・著作権

提出書類の著作権は，それぞれの応募者に帰属するが，提出書類は返却しないものとする。また，本市は応募者に無断かつ本事業に対する募集以外の目的で提出書類を使用したり，情報を漏らしたりすることはない。

ただし，本市と契約を締結した事業者の提出書類及び電子データを本市が使用する場合は，事業者の承諾を得た上で，無償で使用することができるものとする。

(3) 特許権

提案内容に含まれる特許権，実用新案権，意匠権又は商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠，デザイン，設計，施工方法，工事材料及び維持管理方法等を使用した結果により生じた責任は，応募者が負うものとする。

(4) 本市からの提出書類の取扱い

本市が提供する資料は，応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

(5) 応募者の複数提案の禁止

応募者は，1つの提案しか行うことができない。

(6) 複数の応募者の構成員等となることの禁止

応募者の構成員は，他の応募者の構成員となることはできない。

(7) 構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議を行い、本市がこれを認めたときはこの限りでない。

(8) 提出書類の変更の禁止

応募者は、提出した書類の変更はできない。なお、提出書類について後日参考資料を求めることがある。

(9) 虚偽の記載の禁止

参加表明書又は提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書又は提案書を無効とし、失格とする。

(10) 関係者との接触の禁止

本募集に関する問い合わせは、質問の受付期間に事務局へ行うこと。また、本事業に係る「岡山市公園等照明施設 ESCO 事業者選定支援等業務委託」の受託者である株式会社ウエスコ、当該受託者と当該業務において提携関係にある森・濱田松本法律事務所又はこれらの者と資本面若しくは人事面において次に掲げる事項に該当する者との接触を禁止する。接触の事実が認められた場合、失格とする場合がある。

ア 当該受託者又は当該受託者と当該業務において提携関係にある者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。

イ 代表権を有する役員が当該受託者又は当該受託者と当該業務において提携関係にある者の代表権を有する役員を兼ねている者。

6 事業者選定の流れ

(1) 応募者の要件

応募者は、「4 応募条件」で定める資格要件を満たすものとする。

(2) 応募資格要件の確認及び提案要請

参加表明した者の応募資格要件を確認し、条件を満たした応募者に対し、提案書の提出を文書（電子メール）で要請する。

(3) 最優秀提案者及び優秀提案者の選定

本市が設置する「岡山市公園等照明施設 LED 化 ESCO 事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、提案内容を審査し、最優秀提案者 1 者及び優秀提案者 1 者を選定する。

(4) 詳細協議

最優秀提案者に選定された者は優先交渉権者となり，光熱費削減等の詳細診断及び包括的エネルギー管理計画書等，諸条件について，契約を締結するまでに本市との詳細協議を進めるものとする。

(5) 事業者の選定

優先交渉権者は本市と詳細協議を行い，詳細協議が整った場合に契約を締結し，事業者となる。また，契約までの費用については，優先交渉権者の負担とする。

優先交渉権者との詳細協議が整わない場合は，優秀提案者を次点交渉権者とし，次点交渉権者との詳細協議を行う。なお，次点交渉権者と詳細協議を行う場合は，本募集要項における契約までの手続きについては，優先交渉権者を次点交渉権者と読み替える。

7 事業全体スケジュール

(1) 日程

本事業は、次の日程で行う。

| | 項目 | 日程 |
|---|-----------------------------|-------------------------|
| ① | 公募開始, 募集要項等のホームページへの掲載 | 令和6年9月11日(水) |
| ② | 募集要項等に関する質問の受付 | 令和6年9月11日(水)～9月25日(水) |
| ③ | 質問への回答 | 令和6年10月11日(金)まで |
| ④ | 参加表明書及び資格確認書類の受付 | 令和6年10月15日(火)～10月28日(月) |
| ⑤ | 参加資格確認結果及び提案要請書の通知, 詳細資料の配布 | 令和6年11月6日(水) |
| ⑥ | 提案書の受付 | 令和6年12月11日(水)～12月20日(金) |
| ⑦ | プレゼンテーション, 選考 | 令和7年1月下旬(予定) |
| ⑧ | 最優秀提案者及び優秀提案者の選定, 結果通知 | 令和7年1月下旬(予定) |
| ⑨ | 詳細協議, 包括的エネルギー管理計画書作成 | 令和7年1月下旬～2月下旬(予定) |
| ⑩ | ESCO 契約の締結 | 令和7年3月下旬(予定) |
| ⑪ | 現地調査, 設計・工事期間 | 契約締結日～令和8年3月31日 |
| ⑫ | ESCO サービス期間の開始 | 令和8年4月1日 |

(2) ESCO 提案募集の手続き

ア 募集要項の公表

募集要項は、本市のホームページにて公表する。

イ 募集要項に対する質問

募集要項及び配布資料に関する質問は、次のとおり受付及び回答する。

(ア) 質問の方法

質問は、質問書(様式第1号)を使用すること。受付は電子メールのみとし、電話、FAX 及び持参等は不可とする。なお、電子メール送信の際は、件名を「【質問書(募集要項等)】岡山市公園等照明施設 LED 化 ESCO 事業」と記載し、メール送信後は電話にて事務局に電子メールの到着を確認すること。

(イ) 質問の受付期間

令和6年9月11日(水)～令和6年9月25日(水) 午後5時まで(必着)

なお、電話による電子メール送付の確認は、本市開庁日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間で行うこと。

(ウ) 質問への回答

回答は、提出された質問を取りまとめて、令和6年10月11日(金)までに本市のホームページにて公表することとし、口頭による個別対応は行わない。

なお、回答は本募集要項と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

ウ 参加表明書及び資格確認書類の提出

応募者は、次による参加表明書及び資格確認に必要な書類を持参又は郵送すること。なお、郵送する場合は、事務局宛に「岡山市公園等照明施設 LED 化 ESCO 事業 参加表明書在中」と朱書きの上、一般書留又は簡易書留により郵送すること。

(ア) 受付期間

令和 6 年 10 月 15 日（火）～令和 6 年 10 月 28 日（月）午後 5 時まで

受付時間は、本市開庁日の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとする。

(イ) 受付場所

岡山市 都市整備局 都市・交通部 庭園都市推進課 公園緑地係
〒700-8544 岡山市北区大供一丁目 1 番 1 号

(ウ) 参加表明時の提出書類

「8 参加表明時の提出書類・作成要領」によるものとする。

エ 参加資格確認結果及び提案要請書の通知、詳細資料の配布

(ア) 参加資格の確認結果は、令和 6 年 11 月 6 日（水）に本市から応募者（代表者）に文書（電子メール）にて通知する。

(イ) 提案の提出者として資格が確認された者については、上記（ア）と併せて提案要請書の通知及び下記（ウ）に示す詳細資料を文書（電子メール）にて配布する。

(ウ) 詳細資料

詳細資料は、次のとおりとする。

- ・ 令和 5 年度電気料金実績
 - ※中国電力株式会社の契約口別の電気料金
- ・ 令和 5 年度維持補修費
 - ※灯具の取替費用及び器具取替（安定器等の取替費用）、管理システムの更新費用の総額
- ・ 公園等照明施設一覧表

オ 提案書の提出

提案要請書を受理した応募者は、前記の本市が提供する上記エ（ウ）の詳細資料をもとに「10 提案提出書類・作成要領」に従い、提案提出書類を作成し、事務局へ持参又は郵送すること。

なお、郵送する場合は、事務局宛に「岡山市公園等照明施設 LED 化 ESCO 事業 提案書在中」と朱書きの上、一般書留又は簡易書留により郵送すること。

(ア) 受付期間

令和 6 年 12 月 11 日（水）～令和 6 年 12 月 20 日（金）午後 5 時まで（必着）

受付時間は、本市開庁日の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとする。

(イ) 提出書類

「10 提案提出書類・作成要領」によるものとする。

カ 参加を辞退する場合

提案要請書を受理した応募者が本事業の参加を辞退する場合は、提案書受付の締切日の前日の受付時間までに提案辞退届（様式第8号）を1部、事務局に持参又は郵送すること。

8 参加表明時の提出書類・作成要領

(1) 参加表明時の提出書類

次の提出書類に各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを3部（正1部，副2部）提出すること。

ア 参加表明書（様式第2号）

イ グループ構成表（様式第3号）

ウ 印鑑証明書（受付日前3ヶ月以内に発行されたもの）

エ 商業登記簿謄本（受付日前3ヶ月以内に発行されたもの）

オ 納税証明書（最新決算年度のもの）

カ 財務諸表（最新決算年度のもの，写し可）

キ 会社概要（様式第4号の1～第4号の4）

ク 特定建設業の許可証明書（写し可）

ケ 委任状（様式第5号）

コ ESCO 関連事業実績一覧表（様式第6号）

サ 暴力団員等に該当しないことの誓約書及び同意書（様式第7号の1）及び役員等氏名一覧表（様式第7号の2）

シ 各資格者証の写し

ス 監理技術者資格者証の写し

※ア～キ及びコ～シについては構成員全て，ク及びスは施工役割が提出すること。ケについては該当する場合に提出すること。

(2) 作成要領

ア 参加表明書（様式第2号）

グループの代表企業名で作成し提出すること。

イ グループ構成表（様式第3号）

応募者の構成員全てを明らかにし，各々の役割分担（事業役割，施工役割，維持管理役割，その他役割（分担名を記載のこと））を明確にすること。グループの構成員との間で交わされた契約書又は覚書等の内容を添付すること。また，特定子会社の設立を予定する場合は，その資本金，役員（予定）及び出資者を明らかにする特定子会社の構成計画書を提出すること。

ウ 印鑑証明書

所管法務局発行の証明書の正本で、受付日前3ヶ月以内に発行されたもの。

エ 商業登記簿謄本

現に効力を有する部分の謄本で、受付日前3ヶ月以内に発行されたものを綴じたものを提出すること。

オ 納税証明書

最新決算年度の確定申告分の法人税、消費税、法人事業税及び法人住民税の納税証明書を各1通ずつ綴じたものとし、事務所が複数箇所ある場合には、本店所在地の官公庁で発行する納税証明書を提出すること。

カ 財務諸表

最新決算年度の貸借対照表、損益計算書及び利益処分（損失処理）計算書等の財務諸表を綴じたものを提出すること。なお、写しでも可とする。

キ 会社概要

A4判の大きさの用紙を使用し、企業設立年から現在までの営業の沿革及び主要な営業経歴等、以下の項目を網羅したものを綴じたものとする。

(ア) 設立年、代表者役職及び氏名、資本金、年間売上金額、営業所一覧及び従業員数等の会社概要（様式第4号の1）

(イ) 企業状況表（様式第4号の2）

(ウ) 有資格技術職員内訳表（様式第4号の3）

(エ) 各役割の責任者業務実績表（様式第4号の4）

(オ) その他、会社の概要が記載されたパンフレットがある場合、提出をすること。

ク 特定建設業の許可証明書

建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する「特定建設業」又はこれに類する許可証明書を提出すること。なお、写しでも可とする。

ただし、担当業務内容により、審査を受ける必要のない場合はその旨を明示すること。

ケ 委任状（様式第5号）

応募する企業の代表者が、本市との取引を代理人（支店長、営業所長等）に行わせる場合に提出すること。

コ ESCO 関連事業実績一覧表（様式第6号）

様式に従い、以下の項目を網羅した事業実績表を提出すること。

(ア) 事業件名

契約書上の正確な名称を記載すること。

(イ) 発注者

発注者名を記入すること。

(ウ) 受注形態

単独又はグループの別、グループの場合はグループ内での役割を記入すること。

(エ) 契約金額

消費税相当額を含む金額の総額を記入すること（千円単位）。

(オ) 工期

契約締結日及び完了年月日を記入すること。

(カ) 事業方式

ESCO 事業で該当する事業方式を記入すること。

(キ) 施設（設備）概要

施設（設備）の主な用途，構造，規模数量及び改修工事完了年月を記入すること。

(ク) 主な契約内容

対象機器，省エネルギー率，ESCO 契約方式の有無及び種類（シェアード・セイビングス又はギャランティード・セイビングス），保証の有無及び計測・検証の有無も明記すること。

サ 暴力団員等に該当しないことの誓約書及び同意書役員一覧表

暴力団員等に該当しないことの誓約書及び同意書（様式第7号の1）及び役員等氏名一覧表（様式第7号の2）を構成員全てが提出すること。

シ 各資格者証の写し

有資格者技術職員のうち，各資格の有資格者1名分の資格者証（表・裏）の写しを提出すること。

ス 監理技術者資格者証の写し

施工役割会社における電気工事の監理技術者資格者証（表・裏）の写しを提出すること。

9 提示条件

応募者は、「3 事業者の業務範囲」に加え、以下に提示する条件に基づき、提案書を作成すること。

(1) 提案内容に関する事項

- ア LED 灯具及び照明柱以外に ESCO サービスを実施する上で必要な設備（自動点滅器、安全開閉器、ケーブル、分電盤等）についても対応すること。
- イ 地域への貢献については、手法等について具体的に示すこと。

(2) 事業の遂行

- ア 本市の事業スケジュールに基づき事業を遂行できること。
- イ 「3 事業者の業務範囲」に示す業務を確実に行うこと。

(3) 債務負担行為

本市は地方自治法第 214 条に基づき、令和 7 年度から令和 17 年度の間は債務負担行為を設定することを予定しており、本事業に必要な初期整備費及び維持管理費（以下「ESCO サービス料」という。）を契約期間にわたり毎年支払うものとする。

(4) 設計・施工に関する事項

7 (2)エ (ウ) に示す詳細資料を参考に、省エネルギー手法、省エネルギー性能、改修工事費用及び光熱費削減額を示す提案書を作成すること。

(5) ベースライン及び削減保証額の設定

ア ベースラインの設定

本事業において各年度の光熱費削減額を算出する基準値（以下「ベースライン」という。）は、事業対象施設の令和 5 年 6 月 1 日から令和 6 年 5 月 31 日までのエネルギー消費量、光熱費及び既存機器維持管理費等相当額とする。なお、事業期間中において、ベースラインについては、事業対象の増減等により変動することがある。

イ 光熱費削減額、削減予定額及び削減保証額の設定

(ア) 応募者は、提案の内容に基づき計算方法を明示した上で、省エネルギー改修後の光熱費削減額を算出するものとし、これを「削減予定額」とする。

(イ) 光熱費の削減を最低限保証する額（以下「削減保証額」という。）は、応募者の提案とする。なお、「削減保証額」は、必ず ESCO サービス料を上回るように設定すること。

(ウ) 「削減予定額」から ESCO サービス料を減じたものを「市の予定利益」とし、「削減保証額」から ESCO サービス料を減じたものを「市の保証利益」とする。

(6) ESCO サービス料の支払い等

ア ESCO サービス料の支払い期間

2(7)に掲げる提案限度額を上限に、初期整備費として改修工事等の実績をもとに算出した金額を支払うとともに、維持管理費として改修工事等の実績をもとに算出した維持管理サービスの金額を ESCO サービス期間の 10 年間で支払う。

イ 支払方法

(ア)初期整備費は、事業者が自ら行った提案をもとにした設計・施工が完了し、ESCO 設備を本市に引き渡した後、本市は初期整備費を 1 回で支払うものとする。

(イ)維持管理費は ESCO サービス期間の各年度にわたる均等払いとし、各年度における支払い回数と時期については、本市と優先交渉権者との協議によるものとする。

(ウ)事業者は、以下に示す条件に基づき適正に ESCO サービス料を算定して、指定された期日までに本市に請求書を送付する。

(エ)本市は、当該各年度において、事業者が保証するエネルギー等の削減効果があることを確認した上、所定期日までに ESCO サービス料を支払う。

(オ)「実現した光熱費削減額」が「削減保証額」を下回る場合の当該年度分の支払う ESCO サービス料は、「削減保証額－実現した光熱費削減額」(以下「削減保証額不足分」という。)を年度別支払(限度)額の ESCO サービス料から減じた額とする。

(カ)「ESCO サービス料－削減保証額不足分」が 0 となる場合は当該年度の支払う ESCO サービス料は 0 円とする。また、「ESCO サービス料－削減保証額不足分」が負となる場合は当該年度の ESCO サービス料は 0 円とし、事業者は削減保証額不足分から年度別支払(限度)額の ESCO サービス料を減じた額を市に追加で支払うものとする。

(キ)事業者から、ベースライン、光熱費支出額及び光熱費削減保証の調整に基づく申し出があり、本市が、当該申し出の内容が妥当であると判断した場合は、上記の限りではない。

(ク)支払いは、岡山市会計規則(昭和 39 年 4 月 1 日規則第 6 号)の支払いによるものとする。

(ケ)ESCO サービス料及び支払いの保証と調整方法等の詳細については、優先交渉権者と協議の上、契約書で定めるものとする。

ウ ESCO サービス料の総支払額

ESCO サービス料の総支払額は、契約期間中の以下に示す事業者が支出する費用と、事業者の利益を加えた額とする。なお、提案から契約までの期間中に物価等について著しい変動が発生した場合には、本市と事業者が協議の上、額を見直すことができるものとする。

(ア)事業者が支出する費用

- a 現地調査及び電力契約の照合・申込にかかる費用

- b 省エネルギー改修工事及びその関連業務にかかる費用
- c 設備維持管理にかかる費用（ESCO 設備及び管理システムの維持管理に必要な費用及び消耗品）
- d 計測・検証にかかる費用
- e 租税（税種別に示したもの）
- f その他、本事業に伴う経費（各種保険費用等）

(イ) 事業者の利益

事業者の利益は、応募者の提案によるものとする。

エ ベースライン、光熱費支出額及び光熱費削減保証の調整

(ア) 事業者は、各年度の光熱費実績額が包括的エネルギー管理計画書に定めるベースライン又は光熱費支出額の著しい変動にあてはまる場合、ベースライン、光熱費支出額及び光熱費削減保証の調整の申し出を行うことができる。本市が、当該申し出を妥当と判断した場合に、各変動要因に応じたベースライン又は光熱費支出額の調整を行い、改めて本市と事業者の協議のもと、削減保証額を見直すことができる。

(イ) ベースライン又は光熱費支出額の変動要因に基づいた見直しにより修正された削減額の算定については、事業者が計算方法等の合理的な根拠を示す資料の作成を行い、本市との協議により承諾を受けなければならない。

オ ESCO サービス料に係る債権の取り扱い

ESCO サービス料に係る債権は、譲渡又は担保にすることができない。ただし、あらかじめ本市の承認を受けたときはこの限りではない。

(7) 維持管理に関する事項

事業者は、本市に包括的エネルギー管理計画書を提出し、本市の承諾した維持管理計画に基づいて、ESCO 設備の必要な維持管理を、自らの負担で行うものとする。

事業者は、ESCO 設備の維持管理状況については、毎年度、本市に報告しなければならない。本市は、維持管理が計画通り行われていないとき又は不十分であるときは、事業者に対して必要な措置を命ずる場合がある。

事業者は、工事着手時から ESCO サービス期間開始までの間についても、履行場所周辺の安全性及び快適性に支障がないように維持管理するものとし、この際の維持管理に係る経費は、事業者の負担とする。

(8) 包括的エネルギー管理計画書の作成

優先交渉権者は、詳細協議成立後、詳細協議の内容を踏まえ、(1)～(7)に示す内容を合わせた包括的エネルギー管理計画書を作成するものとする。なお、包括的エネルギー管理計画書の作成に係る経費は優先交渉権者の負担とする。

包括的エネルギー管理計画書には次の項目を含めるものとする。

ア 計画総括内容

- (ア)省エネルギー改修項目一覧
- (イ)ESCO 契約内容
- イ 技術計画
 - (ア)現地調査計画
 - (イ)ESCO 設備の管理システムの構築計画
 - (ウ)省エネルギー改修項目等の説明
 - (エ)既存公園等照明施設の廃棄計画
 - (オ)ESCO 設備と既存設備の関係
 - (カ)工事中の対応
- ウ 事業収支計画
 - (ア)市の事業収支計画
 - (イ)工事予定等経費計画
- エ 維持管理等
 - (ア)維持管理計画
 - (イ)計測・検証計画
 - (ウ)緊急時対応
- オ 地域への貢献方法
- カ 契約終了時の対応方法
- キ ベースラインの設定及び変動要因・調整方法
- ク 光熱費支出額の設定及び変動要因・調整方法

(9) その他

本募集要項に定めることその他、「岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱(平成 25 年 3 月 22 日財政局長決裁)」によるとともに、提案の募集等にあたって必要な事項が生じた場合には、本市ホームページに掲載する。

10 提案提出書類・作成要領

(1) ESCO 事業提案時の提出書類

次の提出書類に各々の書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4 縦長ファイルに綴じたものを 13 部(正 1 部, 副 12 部)提出すること。

- ア 提案書提出届(様式第 9 号)
- イ 提案書(表紙)(様式第 10 号)
- ウ 提案総括表(様式第 11 号の 1~第 11 号の 3)
- エ 現地調査及び電力契約の調査・照合に関する提案書(様式第 12 号)
- オ 公園等照明施設管理システムに関する提案書(様式第 13 号)
- カ 使用機器提案書(様式第 14 号)
- キ 既設デザイン照明施設に関する提案書(様式第 15 号)

- ク 事業収支計画書（様式第 16 号の 1～第 16 号の 4）
- ケ 維持管理等提案書（様式第 17 号の 1～第 17 号の 2）
- コ 工事中の対応・廃棄計画書（様式第 18 号）
- サ 計測・検証計画書（様式第 19 号）
- シ 契約終了時の対応（様式第 20 号）
- ス 地域への貢献（様式第 21 号）

(2) 作成要領

ア 一般事項

- (ア)使用言語は日本語，通貨は日本国通貨，単位は測量法に定めるものとし，全てを横書きとする。なお，原則としてフォントは MS 明朝体 11 ポイントで統一すること。
- (イ)各提案書類には，会社名，住所，氏名及びロゴマーク等，応募者を特定できる表示を一切付してはならない。
- (ウ)提案書提出届（様式第 9 号）により提出書類の構成を示した上で，提案書（表紙）（様式第 10 号）を付し，A 4 判縦長ファイルに各書類を綴じたもので提出すること。なお，A 4 判以外の様式については，A 4 判サイズに折り込んで綴じること。
- (エ)エネルギーに関する換算値
エネルギーに関する計算においては，次の換算値で行うこと

| エネルギー種別 | 1 次エネルギー換算 | CO ₂ 排出係数 |
|---------|--------------|--------------------------------|
| 電気 | 8.64[MJ/kWh] | 0.537[kg-CO ₂ /kWh] |

出典：資源エネルギー庁，環境省

- (オ)電気料金を計算する際には，照明施設が年間 4,000 時間点灯することとし，中国電力株式会社が公表している 2024 年 9 月分の電気料金単価をもとに計算を行うこと。
- (カ)提案書に別添資料を添付する場合について枚数制限はないが，提案内容については，本募集要項に規定する枚数以内とすること。
- イ 提案総括表（様式第 11 号の 1～第 11 号の 3）
 - (ア)提案の概要（様式第 11 号の 1）
提案全体の概要を記載するとともに，創意工夫している点について記載すること。（A 4 判 2 枚以内で記載（図表可））
 - (イ)改修提案項目一覧表（様式第 11 号の 2）
省エネルギー改修の項目ごとに電気料金削減額，維持管理費削減額，年間削減額，改修工事等経費額及び単純回収率について記載すること。
 - (ウ)契約内容提案書（様式第 11 号の 3）

削減予定額，削減保証額及び ESCO サービス料等について記載すること。

ウ 現地調査及び電力契約の調査・照合に関する提案書（様式第 12 号）

既設の公園等照明施設（既設 LED 公園等照明施設を含む）の設置位置，設備の調査方法及び電力契約の調査・照合方法等について記載すること。（A 4 判 3 枚以内で記載（図表可））

エ 公園等照明施設管理システムに関する提案書（様式第 13 号）

管理システムの仕様，データの管理方法及びその他管理システムに関する提案について記載すること。（A 4 判 3 枚以内で記載（図表可））

オ 使用機器提案書（様式第 14 号）

使用機器の詳細について，機器の図，当該機器に関するエネルギー消費の評価等，LED 灯具及び照明柱の仕様に基づいた内容説明及び数値的根拠について記載すること。また，既設の自動点滅器及びケーブル等に関する対応方針について記載し，設置箇所に応じた LED 灯具及び照明柱の選定方法についても記載すること。（A 4 判 5 枚以内で記載（図表可））なお，灯具の仕様書については別添扱いとすること。

カ 既設デザイン照明施設に関する提案書（様式第 15 号）

既設のデザイン照明施設を LED 化する手法等について記載すること。（A 4 判 2 枚以内で記載（図表可））

キ 事業収支計画書（様式第 16 号の 1～第 16 号の 4）

（ア）事業収支計画書（様式第 16 号の 1）

契約期間における，本市の事業全体に関する収支計画を作成すること。（A 3 判横書き）

（イ）事業者収支計画書（様式第 16 号の 2）

契約期間の事業者分の事業収支について記載すること。（A 3 判横書き）

（ウ）改修工事等経費計画書（様式第 16 号の 3）

改修工事等に係る費用を記入の上，内訳を添付すること。

（エ）工事費単価表（様式第 16 号の 4）

LED 更新工事費及び照明柱更新・補修工事費に係る単価を記入すること。

ク 維持管理等提案書（様式第 17 号の 1～第 17 号の 2）

（ア）維持管理等計画書（様式第 17 号の 1）

a 維持管理等計画

ESCO 設備の維持管理・保証・点検業務に関する計画内容を記載すること。さらに，サービス水準の向上等の視点で工夫している点があれば，併せて記載すること。また，既存 LED 公園等照明施設の保証，加入する賠償保険等及びコールセンターのサービス内容等についても記載すること。加えて，ESCO 設備の修繕に関する実績報告の書式案を別添として添付すること。（A 4 判 5 枚以内で記載（図表可））

b 維持管理見積書

毎年かかる経費と，その算定根拠を示すこと。なお，別途作成する内訳がある

場合は添付すること。

(イ) 修繕時等対応提案書（様式第 17 号の 2）

修繕発生時及び災害発生時等を含む緊急時の対応方法について記載すること。

（A 4 判 3 枚以内で記載（図表可））

ケ 工事中の対応・廃棄計画書（様式第 18 号）

工事施工にあたり、安全管理及び工程管理等において特に重要と判断する事項、品質管理、工事完了期限、ESCO 設備の引渡し、施工体制及び市内工事事業者の活用方法に関する内容を記載すること。また、既存設備撤去後の処理方法を記載すること。（A 4 判 3 枚以内で記載（図表可））

コ 計測・検証計画書（様式第 19 号）

(ア) エネルギー削減効果の計測・検証方法

エネルギー削減保証量が確実に達成されていることを証明するための適切な計測・検証方法を示すこと。

(イ) 計測・検証費見積書

毎年要する経費と、その算定根拠を示すこと。なお、別途作成する内訳がある場合は添付すること。

(ウ) その他

計測・検証業務を行う上で、計測・検証における誤りを減らす、あるいは市の確認を容易にする等、サービス水準の向上等の視点で工夫している点があれば記載すること。加えて、エネルギー削減・検証に関する実績報告書の書式案を別添として添付すること。（A 4 判 3 枚以内で記載（図表可））

サ 契約終了時の対応（様式第 20 号）

契約期間終了時の対応について記載すること。（A 4 判 2 枚以内で記載（図表可））

シ 地域への貢献（様式第 21 号）

(ア) 地域への貢献

本事業の期間中において、地域イベント（地域の清掃活動等）への積極的な参加等又は現地調査、資機材の調達、施工及び維持管理の取引等で地域への貢献することについて記載すること。（A 4 判 2 枚以内で記載（図表可））

(イ) 地場企業活用に関する提案

施工役割及び維持管理役割を担う者のうち、岡山市内に本店又は本社を置く者（以下「地場企業」という。）が占める下請予定額の割合及び地場企業への下請予定額の総額を記載すること。

1 1 審査及び審査結果の通知

(1) 審査

本市が設置した選定委員会は、別資料の「岡山市公園等照明施設 LED 化 ESCO 事業提案評価基準」に基づいた審査を行い、最優秀提案者 1 者及び優秀提案者 1 者を選定

する。

(2) 審査の流れ

ESCO 提案の審査に当たっては、次の要領で行う。

- ア プレゼンテーションの出席者は5名以内を予定とするが、会場の都合等により増減する可能性があるため、詳細は応募者に別途通知する。
- イ 応募者は提案書をもとに口頭によるプレゼンテーションを行う。その後、選定委員会による質疑を行う。
- ウ プレゼンテーションは、令和7年1月下旬に開催する予定である。なお、会場は岡山市役所内会議室とし、詳細は応募者に別途通知する。
- エ 応募者からの提案書類及びプレゼンテーションをもとに、提案内容の実行能力を審査する。
- オ 審査の結果、最も合計評価点が高い提案をした応募者を最優秀提案者とし、本事業契約に向けての優先交渉権者とする。また、次点を優秀提案者とし、次点交渉権者とする。なお、合計評価点が高点の場合は、提示された事業費がより廉価な応募者を優先交渉権者とする。
- カ プレゼンテーションで使用する機器のうち、スクリーン及びプロジェクターは本市が用意したものを使用し、それ以外に必要なものは応募者が用意すること。
- キ プレゼンテーションの際、新たな提案を行うこと及び提案書提出時に添付していない資料を新たに配布することは原則禁止とする。ただし、提案を補足する内容のものをモニターに映すことは可能とし、モニターに映す内容を印刷した資料のみ配布することは可能とする。また、モニターに映すプレゼンテーション資料は、提案書の様式とは別の資料（PowerPoint 資料等）を使用することも可とする。

(3) 審査結果の通知

- ア 審査結果は、応募者に文書で通知し、電話等による問合せには一切応じない。
- イ 審査結果に対する異議を申し立てることはできず、質問は一切受け付けない。
- ウ 審査結果は、本市のホームページにて公表する。

(4) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 提案期限を過ぎて提案書類が提出された場合
- イ 提案書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ 本募集要項に違反すると認められる場合
- オ プレゼンテーションに参加しなかった場合
- カ 委員の評価点の平均点が120点未満だった場合

1 2 灯具の仕様

(1) 共通事項

- ア 電柱及び専用柱等に設置されている既設灯具と置き換えて設置できること。
- イ 使用する LED 灯具及びランプ等については、国内用に製造された国内メーカー製の PSE マーク表示製品とし、海外メーカーの OEM 製品の使用は認めない。
- ウ 製品の製造業者は、ISO9001 認証を取得していること。
- エ 製品に形式及びロットナンバー等が明記され、製品の管理がされていること。
- オ 製品に使用されている LED チップは、製造業者を明確にできること。
- カ フリッカーが発生しないこと又はフリッカー対策をしていること。
- キ 周辺住民や公園利用者に対し、公園として必要な照度とその分布を維持しながら、できるだけ眩しきの軽減対策を講じること。
- ク LED 更新後も、既設の公園等照明施設と同等程度の照度を確保することを原則とすること。ただし、現場の状況によって、新規に提案することを妨げない。
- ケ LED 灯具は、既設灯具の仕様や個別の設置場所の状況を考慮するとともに、屋外照明基準（JIS Z9126：2021）を参照して、照度、グレア、演色、光色及び障害光対策（上方光束比を含む）等の仕様を決定すること。
- コ 景観や近隣の住環境等に、特に配慮すべき事由がある場合においては、LED 灯具の仕様について別途検討し、本市と協議の上決定すること。
- サ 既設灯具に遮光機能（遮光板、ルーパー等）が備わっている箇所は、同等の機能を有すること。ただし、詳細については本市と協議の上、決定すること。
- シ LED モジュール制御装置が器具内又はポール内に収納できる構造であること。
- ス 必要に応じて、落下防止の対策を講じること。
- セ 特に規定がない事項は、次の規格及び基準を適用すること。
 - (ア) JIS C8105-1:2021 照明器具－第 1 部：安全性要求事項通則
 - (イ) JIS C8105-2-3:2021 照明器具－第 2・3 部：道路及び街路照明灯具に関する安全性能要求事項
 - (ウ) JIS C8105-3:2024 照明器具－第 3 部：性能要求事項通則
 - (エ) JIS C8105-5:2021 照明器具－第 5 部：配光測定方法
 - (オ) JIS C8147-1:2021 ランプ制御装置－第 1 部：通則及び安全性要求事項
 - (カ) JIS C8147-2-13:2024 ランプ制御装置－第 2-13 部：直流又は交流電源用 LED モジュール用制御装置の個別要求事項
 - (キ) JIS C8153:2015 LED モジュール－制御装置－性能要求事項
 - (ク) JIS C8154:2015 一般照明用 LED モジュール－安全仕様
 - (ケ) JIS C8155:2019 一般照明用 LED モジュール－性能要求事項
 - (コ) JIS C0920：2003 電気機械器具の外郭による保護等級（IP コード）
 - (サ) 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号）

(2) LED灯の性能等

- ア 専用に設計されたLEDモジュールを使用したもので、堅牢で防水性、耐候性及び耐食性を有し、保守点検が容易なもので、正常な使用状態において機械的・電氣的にその機能を継続的に保持できるものとする。
- イ 入力電圧は、100V～200Vに対応できること。
- ウ 動作保証温度は、-10℃～35℃を満たすこと。
- エ 防塵及び防水性能は、IP23以上の保護等級の基準を満たすこと。
- オ 通常の使用方法において、LED灯具の定格寿命は60,000時間(光束維持率80%)以上とし、安全な使用が可能であること。

(3) デザイン灯の性能等

- ア デザイン灯については、原則として、既設灯具を再利用し、LEDランプに交換すること。
- イ 現地調査の結果、既設灯具の再利用が困難な場合は、汎用品への代替が可能か検討し、汎用品への変更を行うこと。ただし、変更する灯具が既設灯具と大きくデザインが異なる場合や汎用品への変更ができない場合は、本市と協議の上、対応を決定すること。
- ウ 入力電圧は、100V～200Vに対応できること。
- エ 動作保証温度は、-10℃～35℃を満たすこと。
- オ 通常の使用方法において、既設灯具の再利用を行う場合はLEDランプの定格寿命40,000時間(光束維持率70%)以上、汎用品への変更を行う場合は上記(2)に準じるものとし、安全な使用が可能であること。

(4) 照明柱の性能等

- ア 照明柱の更新においては、原則として、既設照明柱の基礎等を再利用すること。
- イ 現地調査の結果、老朽化又は破損等により既設照明柱の本体又は基礎等の安全性が確保できない場合は、本市と協議し対応を決定すること。
- ウ 照明柱の設計強度は、「照明用ポール強度計算基準(JIL1003:2009):(一社)日本照明工業会」によること。
- エ 照明柱の基礎及びアンカーボルト等を含めた照明柱全体としての設計は、「電気通信施設設計要領・同解説:(一社)建設電気技術協会」によること。

1.3 管理システムの仕様

(1) データ作成

- ア 管理システム上で管理するデータの必須項目は、以下のとおりとすること。なお、管理番号は新たにふり直すものとし、その他の内容は本市と協議の上決定すること。
(ア)位置情報(管理番号、公園名称、設置場所、引込柱番号(中電柱及びNTT柱))

等)

(イ)設備概要（メーカー、型式、灯具仕様、照明柱形状、施工者名等）

(ウ) 電力契約情報（店所番号、契約名義、契約番号、請求番号、契約種別、契約容量、契約灯数、引込状況等）

(エ)修繕及び移設等記録（作業年月日、修繕内容及び移設情報等）

(オ)その他（見取図、ESCO 設備写真、設置状況写真等）

※ その他管理項目を追加する場合があります、詳細については別途協議すること。

イ 作成するデータは、本事業の対象となる公園等照明施設全てを網羅すること。

ウ 作成するデータの形式は、GIS への登録を前提とした汎用性の高い GIS データ形式である「Shape 形式」とすること。

エ 作成したデータは、GIS に登録した際、ESCO 設備の設置箇所を確認可能なものとする。

オ 現在、本市は「岡山市地図情報」によりインターネットを通じて各種行政情報等を電子地図上に重ねて提供しており、管理システムとの連携を想定している。

(2) データ更新

ア 契約期間中に、本事業とは別に本市が新設した LED 公園等照明施設及び本市に移管される LED 公園等照明施設に関するデータ等について、年に最低 1 回は更新すること。

イ 上記により更新された最新の管理システムの関連データは、毎年度、本市へ報告及び納入を行うこと。

1 4 工事仕様

ア 現地調査終了後、工事計画を作成し、本市に加え、地元団体及び関係機関等と事前に調整を図ること。

イ 工事を行うにあたっては、市内工事事業者を優先的に活用すること。

ウ 建設業法に規定される監理技術者（電気工事）を設置し、工事管理を行うこと。

エ 工事ごとの最新の「標準仕様書」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）及び「監理指針」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）に準じた適正な施工を行うこと。

オ 本市は、定期的に事業者の工事施工及び工事管理の状況確認を求め、事業者は、この求めに誠実に応じなければならない。

カ 本市が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告を行うこと。また、本市は、必要に応じて、工事現場での施工状況の確認を行う。

キ 取り外した灯具の取扱いについては、関係法令を遵守するとともに、本市が取扱い方法を指定した場合は、それに従うこと。

ク 工事に係る契約の内容に適合しないものについては、事業者の責任とする。

ケ 現地調査及び工事施工については、安全管理を徹底し、事故の防止に万全を期すこと。

コ その他必要に応じて、各種許認可等の書類の作成をし、その写しを本市に提出しなければならない。

1 5 工事計画

工事計画は、次の基準で作成すること。なお、具体的な工事計画については、工事着工前に本市と協議すること。

(1) 工事の優先順位

ア 既設の公園等照明施設で故障が発生している箇所

イ その他、本市が優先と判断した箇所

(2) 工事方法

設置する ESCO 設備については、本市の指定する方法及び仕様等に基づき工事計画を作成し、工事を行う際には工事計画を遵守すること。

1 6 事業の実施に関する事項

(1) 誠実な業務遂行義務

ア 事業者は、募集要項、配布資料及び契約書に基づく諸条件に沿って、誠実に義務を遂行すること。

イ 業務遂行にあたって疑義が生じた場合には、本市と事業者の両方で誠意をもって協議することとする。

(2) 本契約期間中の事業者と本市の関わり

本事業は、事業者の責により遂行され、本市は ESCO 契約に定められた方法により、事業実施状況について確認を行う。

(3) 本市と事業者との責任分担

ア 基本的な考え

提案が達成できないことによる損失は、原則として、事業者が負担する。ただし、天災又は経済状況等による運営状況の大幅な変動等、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は、別途協議を行うものとする。

イ 予想されるリスクと責任分担

本市と事業者の責任分担は、原則として「表 予想されるリスクと責任分担（以下「分担表」という。）」によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定した上で提案を行う。なお、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議を行うものとする。

ウ 契約の締結及び事業の継続が困難となった場合における措置

優先交渉権者が、詳細協議実施後に契約の締結ができない場合及び契約締結後に事業の継続が困難となった場合は、以下の措置を講ずる。

(ア)本提案と包括的エネルギー管理計画書の内容が大きく乖離した場合や優先交渉権者決定の日以降に岡山市指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止の処分を受けている者又は「4 応募条件 (4) 応募者の制限」に記載しているア及びエ～コの事項に該当する等、優先交渉権者の責により契約できない場合は、本市は優秀提案を行った次点交渉権者と詳細協議を行うこととし、優先交渉権者は本市に対してそれまでに要した費用を請求できない。また、本市がそれまでに要した費用を優先交渉権者が負担する。

(イ)本市の指示により事業が中止された場合は、事業者は提案書で提示した金額を上限に、本市と協議の上で合意した金額を請求できるものとする。なお、契約締結後に事業の継続が困難となった場合の措置については、契約書において定める。

表 予想されるリスクと責任分担

(凡例) ○：リスク負担者

| リスクの種類 | リスクの内容 | 負担者 | | |
|-------------------------|---------------------|--|-----|---|
| | | 本市 | 事業者 | |
| 共通 | 募集要項の誤り | 募集要項の記載事項に重大な誤りのあるもの | ○ | |
| | 提案の誤り | 事業者の提案内容に重大な誤りのあるもの | | ○ |
| | 安全性の確保 | 設計・工事・維持管理における安全性の確保 | | ○ |
| | 環境の保全 | 設計・工事・維持管理における環境の保全 | | ○ |
| | 制度の変更 | 消費税の変更 | | ○ |
| | | 営利目的の事業実施に伴う税, 消費税以外の税に関するもの | | ○ |
| | | 法令・許認可の変更※ ¹ | ○ | ○ |
| | 事業の中止・延期 | 本市の指示によるもの | ○ | |
| | | 周辺住民等の反対による事業の中止・延期 | ○ | ○ |
| | | 設備建設に必要な許可等の取得遅延によるもの | | ○ |
| 本市の不注意等による建設許可等の遅延によるもの | | ○ | | |
| 事業者の事業放棄, 破綻によるもの | | | ○ | |
| 計画・設計段階 | 不可抗力 | 天災等による設計変更・中止・延期※ ² | ○ | ○ |
| | 物価の変動 | 急激なインフレ・デフレ※ ³ (設計費に対して影響のあるもののみを対象とする) | ○ | ○ |
| | 設計変更 | 本市の提示条件, 指示の不備によるもの | ○ | |
| | | 事業者の指示・判断の不備によるもの | | ○ |
| 資金調達 | 必要な資金の確保に関すること | | ○ | |
| 工事段階 | 第三者賠償 | 工事における第三者への損害賠償義務 | | ○ |
| | 不可抗力 | 天災等による工事変更・中止・延期※ ⁴ | ○ | ○ |
| | 物価の変動 | 急激なインフレ・デフレ※ ⁵ (工事費に対して影響のあるもののみを対象とする) | ○ | ○ |
| | 用地の確保 | 資材置き場の確保 | | ○ |
| | 設計変更 | 本市の提示条件, 指示の不備によるもの | ○ | |
| | | 事業者の指示・判断の不備によるもの | | ○ |
| | 工事遅延・未完工 | 本市の責による工事遅延・未完工による引渡しの延期 | ○ | |
| | | 事業者の責による工事遅延・未完工による引渡しの遅延 | | ○ |
| | 工事費増大 | 本市の指示による工事費の増大 | ○ | |
| | | 事業者の指示・判断によるもの | | ○ |
| 性能 | 要求仕様不適合 (施工不良を含む) | | ○ | |
| 一時的損害 | 引渡し前に工事目的物に関して生じた損害 | | ○ | |
| | 引渡し前に工事に起因し施設に生じた損害 | | ○ | |

(凡例) ○：リスク負担者

| リスクの種類 | | リスクの内容 | 負担者 | |
|--|------------------------------------|--|-----|-----|
| | | | 本市 | 事業者 |
| 支払関連 | 金利の変動 | 地方債金利の変動 | ○ | |
| | 支払遅延・不能 | 本市の責による、支払の遅延・不能によるもの | ○ | |
| | | 計測・検証報告の遅延により支払いを留保する場合 省エネルギー保証行為の不履行 | | ○ |
| 維持管理関連 | 計画変更 | 用途の変更等、本市の責による事業内容の変更 | ○ | |
| | | 事業者が必要と考える計画変更 | | ○ |
| | 立ち入り許可 | 合理的な事由に困らない場合であって、必要な施設への立ち入り許可がおりない場合の事業未遂行 | ○ | |
| | 維持管理費の上昇 | 事業者の責による維持管理費用の増大 | | ○ |
| | ESCO設備の損傷 | 本市の過失または本市の施設に起因するESCO設備の損傷 | ○ | |
| | | 事業者の故意・過失に起因するESCO設備の損傷 | | ○ |
| | 公共施設損傷 | 事業者の故意・過失または、ESCO設備に起因する本市の施設・設備の損傷 | | ○ |
| | | 本市の責による本市の施設・設備の損傷 | ○ | |
| 瑕疵担保 | ESCO設備に関する隠れた瑕疵の担保責任※ ⁶ | | ○ | |
| 不可抗力 | P.7～8の(ア)、(イ)と同様 | P.7～8参照 | | |
| 計測・検証 | 設備の不良 | ESCO設備が所定の性能を達成しない場合 | | ○ |
| | 計測・検証 | 計測・検証報告への疑義 | | ○ |
| | | 計測・検証に必要な本市からの情報提供の遅延・不能 | ○ | |
| | 光熱費単価の変動 | 著しい光熱費料金単価の変動 | ○ | |
| | ベースラインの調整 | 機器の使用状況、稼働率の顕著な変動や運転管理方法の顕著な変更 | ○ | |
| 天候が大きく変動し、当初の機器仕様の動作温度を超え、ESCO設備が所定の性能を達成しない場合 | | ○ | | |
| 上記以外の変動要因の場合※ ⁷ | | ○ | ○ | |
| 保証関連 | 性能 | 要求仕様不適合（施工不良を含む） | | ○ |
| | | 仕様不適合による施設・設備への損害、本市の施設運営・業務への障害 | | ○ |

※1 制度の変更に伴って、稼働状況及び収益性等が変化した場合は、ベースラインの見直しを行う。ベースラインの見直しにより生じる損失については、本市が行う制度変更の場合及び事業実施そのものに関する制度変更については本市が負担し、これ以外の一般的な制度変更の場合は、事業者が負担する。

※2 損害による費用負担の割合は、協議事項とする。

※3 計画の変更を行う場合、事業が継続可能であれば計画及び設計に要する増分経費は双方で負担し、事業を中止する場合は、それまでかかった経費を双方話し合いの上負担する。なお、負担割合は協議事項とする。

※4 損害による費用負担の割合は、協議事項とする。

※5 工事の変更を行う場合、事業が継続可能であれば工事に要する増分経費は双方で負担し、事業を中止する場合は、それまでかかった経費を双方話し合いの上負担する。なお、負担割合は協議事項とする。

※6 ESCO事業遂行にあたって、障害となるESCO設備の瑕疵を担保する。

※7 上記以外の事由により計画書に示す経費削減の大幅な変化が認められた場合は、双方誠意をもって対応方法を協議する。

1 7 契約に関する事項

(1) 契約の手順

本市と優先交渉権者は、詳細協議の結果、双方が合意した場合に契約締結のための手続きを行う。なお、優先交渉権者との詳細協議が整わない場合は、優秀提案者を次点交渉権者とし、次点交渉権者との詳細協議を行う。

(2) 契約の時期

令和7年3月（予定）

(3) 契約の概要

本募集要項、提案書及び包括的エネルギー管理計画書に基づき、本市と事業者の間で、詳細協議が成立したことをもって締結するものであり、事業者が遂行すべき工事及び維持管理に関する業務内容や省エネルギー保証、支払方法等を定めるものとする。

また、本市と事業者の役割、責任及び遵守事項を明確化し、相互の確認事項、確認方法及び時期等について明記するものとする。

(4) 契約保証金

本事業に係る契約保証金は、契約書（案）の規定によるものとする。

なお、改修工事が完了し、検査に合格後は、事業者の申し出により、契約保証金の額を変更することができる。